

議事事務局告示第一号

広島県議事事務局の職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年四月一日

広島県議会議長 中 本 隆 志

広島県議事事務局の職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

広島県議事事務局の職員の職の設置に関する規程（昭和四十八年議事事務局告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(書記の職) 第三条 (略) 一・二 (略) 三 担当課長 四―十二 (略) 2―4 (略)</p>	<p>(書記の職) 第三条 (略) 一・二 (略) 三 共通業務担当監 四―十二 (略) 2―4 (略)</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。